

記者発表資料
平成18年5月10日
市民活力推進局区政支援部
窓口サービス課担当課長
花園 勝 電話671-4329

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者各位

住民基本台帳ネットワークシステムの今後の方針について

横浜市は、住基ネットの総合的な安全性について、「横浜市本人確認情報等保護審議会」からの答申や市会からの意見なども踏まえ、庁内で慎重に検討した結果、住基ネットは総合的に見て安全であると判断し、住基ネットに全員参加することとしました。

1 これまでの本市の取組みと審議会からの答申

(1) 本市の取組み事項

横浜市ではこれまで、住基ネットの安全性の確保のため、次の取組みを実施、検証するとともに、これらの状況等を審議会に報告するなど、運用状況の見極めを行ってまいりました。

平成14年8月	住基ネット横浜方式の導入（個人情報保護法制の不備を指摘）	別紙1
9月	調査請求やアクセスログの仕組みなどいわゆる5項目を指摘 非通知申出の受付（839,539人が申出）（9月2日～10月11日）	参照
12月	職員の不正使用に対する罰則を盛り込んだ「住基ネット条例」を制定	
平成15年4月	住基ネットの安全性等を審議する「本人確認情報等保護審議会」を開催（以後、答申までに計8回開催）	
6月	通知者の住基ネット利用開始	
平成17年4月	罰則を強化した改正「住基ネット条例」が施行	

(2) 審議会からの答申

平成18年4月25日、審議会から住基ネットの総合的な安全性について答申をいただき、横浜市の指摘事項に対する国の対応（別紙1参照）なども踏まえ、「住基ネットの安全性は稼働当初と比較し格段に向上しており、総合的にみて問題はない」との結論をいただきました。

また「横浜市が警鐘をならしたことで、国の個人情報保護の考え方を考えることができた」との評価もいただきました。

2 答申後の本市の検討

(1) 答申について、市会から意見を伺うとともに、庁内で住基ネットの安全性について慎重に検討を重ねました。

庁内検討	平成18年 4月26日	住基ネット関連部門（区役所を含めた住基ネット担当部門のほか、IT活用推進部門、情報システム部門、個人情報保護部門等）による住基ネットセキュリティ会議で答申内容を検証し、今後の方針を検討しました。
市会からの意見	平成18年 4月28日	市民活力推進・教育委員会（常任委員会）で各会派から答申内容及び今後の取組みについてご意見をいただきました。

- (2) 最終的にはこれらの検討結果を、平成18年5月8日に開催した「都市経営戦略会議」で議論し、住基ネットの総合的な安全性を確認、全員参加することを判断しました。

3 今後の取組

- (1) 安全性確保に向けた取組の強化を行います。

現時点においても、セキュリティに関する研修を実施しているところですが、更なる安全性向上に向けた行動計画を検討・策定し、効率的・効果的に職員意識の向上を図ってまいります。

- (2) 市民の住基ネットへの理解を深めるため、広報を十分行ってまいります。

ア 広報手段

(ア) 広報よこはま6月号で、取組内容等をお知らせします。

(イ) 明日以降、順次、各区役所及び行政サービスコーナーなどに「お知らせチラシ」等の掲出・配付を行います。

(ウ) 今月中に「お知らせチラシ」を新聞に折込み、市民の皆さんへ周知を行います。

イ 主な広報内容

(ア) 全員参加の理由

(イ) 横浜方式、本市の取組を含む住基ネットの安全性に関する事項

(ウ) 住基ネットの各種サービス内容

(エ) 今回の件に関し、通知者・非通知者ともに手続きは不要である旨

(オ) データ送信完了後、非通知届出書など非通知に関する情報はすべて確実に廃棄・消去する旨

- (3) 非通知申出された方のデータ送信について

十分な広報期間を設け、7月当初からの送信を予定しています。

※ 送信終了時期は、今後、総務省、指定情報処理機関、神奈川県と調整を行い、できるだけ早期に終了できるよう努めてまいります。現時点では5か月程度要すると見込んでおります。

横浜市が指摘したことで住基ネット全体の安全性が向上しました。

横浜市が、平成14年8月の稼働当初に法の不備を、また、平成14年9月の市会で5項目を国に指摘するとともに、横浜方式の実施や従事者の不正使用に対する罰則規定を盛り込んだ独自条例（横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例【平成14年12月25日制定】）の設置等、横浜市としてできることは率先して実施し、住基ネットの安全性向上に向け、粘り強く取り組んできた結果、次の仕組みをつくることができました。

横浜市が指摘したこと	指摘した結果、達成できた事項
個人情報保護に関する法整備の不備を指摘しました。	個人情報保護関連5法（個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が平成15年5月30日に公布、平成17年4月1日に完全施行されました。
住基ネット総体に対する、国の責任を明確にするよう求めました。	平成15年5月に総務省が作成した資料で、「総務省は、制度を所管する立場から、また、指定情報処理機関に対して監督を行う立場から責任を負う」と自らの立場と責任について明確に示しました。
市町村長から他都市へ調査請求できるような仕組みを作るよう求めました。	平成15年9月の総務省告示（技術的基準）により、平成15年10月から、各市町村長から、国の機関・県・他都市へ、提供を行なった市民の本人確認情報の管理状況等について、調査請求できるようになりました。
市民が住基ネットの情報がどのように利用されているのか利用状況を開示請求できる仕組みを求めました。	平成15年10月から、指定情報処理機関及び都道府県知事が提供を行なった市民の本人確認情報の提供状況等について、市民からの開示請求に対応するための情報（アクセスログ）を生成し、行政機関等が、いつ、何のため利用したのか、開示請求できる仕組みができました。
公務員の不正使用の罰則を規定するよう求めました。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により、国家公務員における盗用や収集などの不正使用に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると罰則が規定されました。
住基ネットの将来像を明確にするよう求めました。	平成15年5月に、情報提供を受ける行政機関や利用事務を変更する法律案を検討する場合、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、第三者機関の審議を経て行なうとの考えを示しました。 ※住基ネットは、住基法で定められている公的な事務以外は利用できません。